

環 林 第 2 3 6 号
令 和 3 年 10 月 26 日
(環 境 林 務 課 扱 い)

鈴 村 多 賀 志 様

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一



公 開 質 問 状 に つ い て (回 答)

2021年8月23日付けで質問をいただいたことについて、下記のとおり回答します。

記

当県においては、行政不服審査法に基づき、認定申請に係る処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間について、処分の通知書に記載して教示しており、行政不服審査制度に関する問い合わせ等をいただいた場合は、丁寧に説明しているところです。また、再調査の請求人に対しても同様に、審査請求について、再調査の請求に係る決定書に記載して教示しているところです。

認定申請に係る処分についての審査請求は、県が公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定申請に係る処分を行った後、当該処分に不服がある方が、それぞれの理由により、公害健康被害補償不服審査会に対してすることができるものとされており、同審査会において法令に基づいて運用されているものと考えております。

なお、いただいた質問状の1枚目に「請求期間の徒過が理由となっている却下数は6件（処分庁鹿児島県3件）」と記載がありますが、処分庁が鹿児島県のものは2件である旨、申し添えます。

当県といたしましては、今後とも、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定申請に係る処分を進めるとともに、行政不服審査法に基づく教示を行い、行政不服審査制度に関する問い合わせ等をいただいた場合は、丁寧に説明してまいりたいと考えております。